相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区河原町一丁目二五七番地、最後の住所宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目一五番三〇号　太白ありのまま舎寮

被相続人　亡　髙野　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

宮城県仙台市青葉区片平一―一―一カタヒラビル五階　法律事務所絆

相続財産管理人　弁護士　髙城　晶紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県伊具郡丸森町大内字黒佐野二七番地、最後の住所福島県相馬市小泉字高池七一八番地特別養護老人ホーム相馬ホーム

被相続人　亡　荒　〻に子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

福島県南相馬市原町区高見町二丁目一〇三番地　平間総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平間　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市真壁町真壁三六四番地二、最後の住所栃木県宇都宮市陽南二丁目四番二五号ファミール・アイ二W

被相続人　亡　増渕　優輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

栃木県宇都宮市桜二丁目二番一二号　橋本賢二郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口麻梨子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡睦沢町北山田八五六番地、最後の住所千葉県茂原市下永吉二八一二番地長生共楽園

被相続人　亡　粒良　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスK二〇二

相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市大和田新田一〇九二番地三三、最後の住所千葉県八千代市高津一五〇四番地六

被相続人　亡　春田真佐夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区喜久井町三四番地、最後の住所東京都西多摩郡檜原村三七九一番地四

被相続人　亡　阿部　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所東京都府中市宮西町二―一三―三TNK第二ビル三〇二櫻井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原四丁目五〇番地四、最後の住所東京都世田谷区千歳台四丁目九番三号新和ビル二〇一

被相続人　亡　山下　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田四丁目七九八番地、最後の住所東京都世田谷区鎌田二丁目一三番一三号グランダ二子玉川三二三

被相続人　亡　瀧本阿彌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下一丁目二〇番地、最後の住所東京都江東区森下一丁目一四番一号U．2ビル

被相続人　亡　移川　恒司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町五丁目一九〇六番地、最後の住所東京都足立区東和四丁目三番二五―七〇二号

被相続人　亡　長島　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市押立町五丁目一四番地の一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　神山　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市秋穂東一一一四番地一、最後の住所東京都昭島市中神町一二六〇番地万世敬老園

被相続人　亡　松本　正市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

第１期決算公告

平成27年７月７日

東京都国分寺市本多１丁目６番７号

マシンビジョンライティング株式会社

代表取締役　増村　茂樹

貸借対照表の要旨

（平成27年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,213
	繰延資産	553
	合計	2,767
負債及び純資産の部	流動負債	2,016
	（貸倒引当金）	(3)
	固定負債	6,000
	株主資本	△5,248
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,248
	その他利益剰余金	△6,248
	（うち当期純損失）	(6,248)
	合計	2,767